研究ノート

フランスにおける刑罰適用裁判官の歴史的展開

相澤育郎

目　次

はじめに――本稿の意義
1　刑罰適用裁判官前史
(1)　刑務所の司法省への移管
(2)　アモール委員会の提案
(3)　試行から創設へ
2　刑罰適用裁判官発展期
(1)　1970年代以降の諸立法
(2)　「コウモリ」のような刑罰適用裁判官
(3)　不服申立手続の創設
3　刑罰適用裁判官確立期
(1)　2000年無罪推定法
(2)　2004年 Perben Ⅱ法
(3)　2009年行刑法
(4)　近時の動向
結びにかえて――今後の課題

はじめに――本稿の意義

本稿は、フランスにおける刑罰適用裁判官（juge de l'application des peines）制度の歴史的展開について検討することを目的としている。いわゆる行刑裁判官である当該制度の検討にあたり、これが従来、日本において必ずしも包括的な検討に付されて来なかったという点に加え[1]、本稿は、

1　当該制度の紹介として、G. ステファニ＝G. ルヴァスール＝R. ジャンビュメルラン『フランス刑事法〔犯罪学・行刑学〕』澤登俊雄＝新倉修訳、（成文↗

次の2点について意義を有しているものと考える。

第1に、刑の執行および適用を監督する裁判官の存在は、適正な刑の執行手続の保障という人権保障上の意義をもつものと考えられる。既に、ヨーロッパ諸国を初めとした多くの国々において、刑の執行および適用に関与する裁判官および裁判所の創設が認められる。そのような国々の中で、フランスは、イタリアやベルギーとならんで、当該領域における司法化(judiciarisation)[2]および裁判化(juridictionnalisation)[3]をもっとも推し進めた国のうちの1つに数えられる[4]。その意義について、ソワイエ(Jean-

---

↘堂、1987年)、特に216頁以下。

2 judiciarisation(司法化)という用語は、フランスの法律用語辞典等には記載がなく、したがって明確な定義はなされていない。形容詞 judiciaire(司法の)は、一般に legislatif(立法の)または administratif(行政の)と対比的に用いられ、またその動詞形として judiciariser(司法化する)が用いられる。通常、司法機関に属しない何らかの業務・権限が、司法機関の管轄に移される場合等に用いられる。

3 裁判化(juridictionnalisation)とは、通常、裁判行為制度の効果を拡充するために、元来は裁判行為としての資質を持たない行為に、その資質を付与することをいう。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会(2002)319頁。一般的に、刑の適用の裁判化と言われる場合、刑の適用に関係する何らかの決定が、対審弁論を経て、不服申立てが可能な理由を付した決定をもって、許可、変更または取消しをされることをいう。Annie BEZIZ-AYACHE, *Dictionnaire de la sanction pénale*, ellipses, 2009, pp. 89-90.

4 de GRAËVE によれば、これは、司法化の程度により以下の4つの類型に分けられる。すなわち、① 刑の執行段階を司法化した国々(ベルギー、イタリア、スペイン、アルゼンチンおよびフランス)、または一部であれ司法化した国々(ポルトガル、ブラジル、モロッコおよびトルコ) ② 行刑当局の決定に対する不服申立てに関してのみ刑の適用の司法化を果たした国(ドイツ) ③ 刑の適用の司法化を果たさなかった国々(イギリス、南アフリカ、カナダおよびメキシコ) ④ 二重的または混合的制度を採用した国々(合衆国、ギリシアおよびコロンビア)である。Loïc de GRAËVE, "Juridictions de l'application des peines", *Répertoire de droit pénal et de procédure pénale*, Dalloz, 2014, http://www.dalloz.fr. (51-56、以下括弧内の数字は段落番号を示す)。なお、イタリアの制度を紹介したものとして、浜井浩一『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦——隔離から地域での自立支援へ』(現代人文社、2013年)22-46頁を参照。

Claude SOYER）は次のように述べている。かつて刑務所は、ダンテの地獄のように「この門をくぐる者は、一切の希望を捨てよ」というスローガンを掲げることができた。いったん有罪判決を下されると、受刑者は罰を受けなければならない。しかし、人権の優位が状況を根本的に変えた。「人権は、刑務所の入口でその歩みを止めない」のである。これは、ヨーロッパ人権裁判所によって宣言された定式が広く行き渡ったからであり、刑務所という空間に、次第に、裁判所の保障（garanties juridictionnelles）が導入された。行政的な権限から独立した裁判官、すなわち刑罰適用裁判官が、その保障を提供するのである[5]。これに対し、日本では、2003年の行刑改革会議提言において、行刑運営の透明性の確保や人権救済制度の整備等が提言されていたが、刑の執行段階における司法化や裁判化原理の導入を、受刑者等の人権保障の観点から理解することは、これまでほとんど意識されてこなかった。従来の視点の欠如を補うところに、この制度を検討する1つ目の意義があると考える。

第2に、刑罰適用裁判官は、「刑の個別化」（individualisation de la peine）という刑事政策上の観点からも意義を有するものと考えられる。オテンノフ（Reynald OTTENHOF）によれば、フランスにおいて、刑の個別化というテーマは、現代的意義をもった課題であり続けており、これが現代刑事学の要であることをやめたことはなかったとされる[6]。今や、フランス刑法典において、「裁判所によって宣告されるあらゆる刑は、個別化されなければならない」とされている[7]。その中で、刑の宣告段階における判決裁判所の役割に加え、刑の執行段階において極めて重要な役割

5 Jean-Claude SOYER, *Droit pénal et procédure pénal*, 21e éd., Paris: LGDJ, 2013, p. 262.

6 Reynald OTTENHOF, *L'individualisation de la peine: de Saleilles à aujourd'hui*, Reynald OTTENHOF (dir.), Ramonville: Erès, 2001. p. 7.

7 刑法131-1条。なお、本稿における法令は、特に断りのない限り、すべてフランスのものである。条文は当時のものであり、既に改廃されているものもある。

を果たすのが、刑罰適用裁判官である。刑罰適用裁判官は、刑罰適用裁判所（tribunal de l'application des peines）と共に、第1審刑罰適用裁判機構（juridictions de l'application des peines du premier degré）を構成し[8]、「法の定める条件に従い、自由剥奪刑または一定の自由制限刑の主要な執行様式を定める責任を担い、もって、その適用の条件を方向付け、かつ統制する」[9]。今日、刑罰適用裁判官は、刑の軽減、外出許可、構外作業、半自由、刑の分割または停止ならびに仮釈放等の多岐に渡る措置を駆使し、刑の個別化を図っているのである。これに対し、日本では、仮釈放に加え、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、外出および外泊ならびに外部通勤作業など、一定の刑の個別化の措置は整備されている。しかしながら、仮釈放率は、近年50％程度であり、法施行から2014年までに、外出51件、外泊4件、また外部通勤作業は、同年4月末日現在で5庁14名の実施にとどまっている（件数はすべて、平成26年版『犯罪白書』による）。適切かつ実効的な刑の個別化の実施という点に、この制度を検討する2つ目の意義があると考える。

以上の理由から、本稿では、フランスにおける刑罰適用裁判官制度の日本における展開可能性を探るための準備作業として、当該制度に関する主要な立法を中心に、その歴史的展開を検討する。ここでは、刑罰適用裁判官の歴史的展開を、次の3つの時代区分を用いて検討を進める。第1期は、刑罰適用裁判官前史とし、19世紀末のフランス刑務所の内務省から司法省への移管から、第2次世界大戦後のアモール委員会の提案、そして制度の試行と創設に至るまでの経緯を検討する。第2期は、刑罰適用裁判官発展期とし、1970年代以降活発化する立法の展開を当時の議論も踏まえながら

8 juridiction(s) は、通常、裁判所との訳語があてられるが（例えば、juridiction administrarive は行政裁判所と訳される）、本稿は、刑罰適用裁判官の合議体たる tribunal de l'application des peines（刑罰適用裁判所）との混同を避けるために、juridictions de l'application des peines を刑罰適用裁判機構と訳す。

9 刑訴法712-1条1項。

検討する。第3期は、刑罰適用裁判官確立期とし、2000年以降の当該制度に関わる重要な立法を中心に検討し、現在までの刑罰適用裁判官の変転を明らかにしたい。

1 刑罰適用裁判官前史

(1) 司法省への刑務所の移管

フランス革命以降、刑の執行に責任を持つ機関は内務省（ministère de l'Intérieur）であり、これが1885年8月14日法により創設された仮釈放の判断を行っていた。また、1795年10月2日法により創設された行刑局も内務省のもとに置かれており、刑務所をはじめ各行刑施設の管理運営は、内務省の管轄とされていた[10]。ところが、1911年3月13日デクレは、行刑局を司法省（ministère de la Justice）へと移管し、これを部局の1つとした。これにより、行刑局は、司法省の枠内で予算を得ることとなる[11]。こうした移管の背景には、行刑局と司法との協働、とりわけ裁判官が受刑者の改善にいっそう関心を持つようになるという期待が存在していた。しかしながら、1911年の改革は、この点で期待する成果をもたらすことはなかった。なぜなら、司法省への移管にもかかわらず、裁判官が行刑施設を訪問することはほとんどなく、刑の執行に関心を持つこともほとんどなかったからである[12]。改革への期待とは裏腹に、司法官の側にも、また行刑職員の側にも、根本的なメンタリティーの変化はもたらされなかった。刑の執行場面の司法化は、依然遅々として進まず、この後、当該領域にお

10 Jean-Philippe DUROCHÉ et Pierre PÉDRON, *Droit pénitentiaire*, Paris: Vuibert, 2013, p. 29.

11 Bernard BOULOC, *Droit de l'exécution des peines*, 4e éd., Paris: Dalloz, 2011, p. 87.

12 Pierre BOUZAT et Jean PINATEL, *Traité de droit pénal et de criminologie* (Tome I), Paris: Dalloz, 1963, p. 361.

ける裁判官の不在は、第2次世界大戦後まで続くことになる。こうした行刑領域における裁判官の創設へのためらいの理由を、ドゥ・グレーヴ（Loïc de GRAËVE）は、主に次の3点に要約している。

第1に、この裁判官は、必然的に、刑の執行の監督者的な役割を担うことになり、これにより、司法当局と行刑当局との関係に否定的な影響がもたらされることが危惧された点である。既に、行刑機関が一定の役割を果たしているまさにその場所で、裁判官に何らかの権限を与えることは、余計な混乱をもたらすと考えられた。そのような裁判官の制度化は、今まさに刑の執行の任に就いている行政に対し、一定の留保をもたらし、権限の区分への侵害さえ生じさせうる。危惧されたのは、そのようにして役割が両立しないことであった[13]。第2に、第1の問題を考慮して、それでは「単純な」刑の執行の監督のみを主要な役割としてこの裁判官に与えるとするならば、結局のところ、刑の執行に関与する裁判官の実際上のメリットを大きく減じることになるという点である。こうした状況では、行刑局の司法省への移管の際に問題とされていた司法官の行刑業務への無関心も、その根本的な解決は期待できないものとなる[14]。第3に、刑の執行の監督を担う裁判官の制度化は、有罪判決を言渡された者の再社会化を助ける措置を提供する実際上の行刑システムがない状況では、何ら意味のないものとなるという点である。受刑者の人格および状況に合わせて適用される段階的な措置が不在の状態では、そうした裁判官は十分な機能を果たし得ないのである[15]。サレイユ（Raymond SALEILLES）による著書『刑の個別化（L'individualisation de la peine)』の初版が出版されたのは1898年であったが、未だ刑の個別化に対する明確な信念も、それを可能にする段階的な行刑システムも不在であった[16]。

13 de GRAËVE, supra note 4, (15).

14 Ibid.

15 Ibid.

16 サレイユの著書に関する概説として、Denis SALAS, "Une relecture de l'individualisation de la peine", *L'individualisation de la peine de Saleilles à↗*

刑の執行場面における裁判官の創設は、かくして行政の側から論難される一方で、司法の側からも疑問を呈されることになる。例えば、一部の裁判官は、そうした業務が司法的および裁判的なものではなく、社会教育的な性格なものであると見なしていた[17]。また、この制度を既判力の観点から批判する人々からは、「十分な弁論の後に言渡され、かつ合議体の裁判所によって慎重に検討された刑罰に至るという、長きに渡る辛苦の末に築かれた司法の成果に対する無遠慮な破壊者」とされ、「刑罰を適用しない裁判官（juge de l'inapplication des peines)」と揶揄された[18]。かくして、刑の司法化および裁判化への本格的な動向は、第2次世界大戦の後まで待たなければならない。この改革を駆動せしめたのが、アモール委員会の業績である。

(2) アモール委員会の提案

1944年12月9日、司法大臣の命により創設された行刑制度改革委員会は、当時の法院検事であり、行刑局の長でもあったアモール（Paul AMOR）

↘*aujourd'hui,* Reynald OTTENHOF (dir.), Ramonville: Erès, 2001. pp. 198-206. なお、SALAS は「サレイユの遺産（L'héritage de Saleilles)」として、1945年の少年の犯罪行為者への一定の司法的個別化の措置、人格調査（enquête personnalité）の導入に加え、1958年の刑罰適用裁判官の創設を挙げている。

17 Martine HERZOG-EVANS, *Droit de l 'exécution des peines,* 4e ed., Paris: Dalloz, 2011, p. 155.Bruno LAVIELLE, Michaël JANAS et Xavier LAMEYRE, *Le guide des peines,* 5e éd., Paris: Dalloz, 2012, p. 876.

18 Francis CASORLA, "Le doroit francais - Exécution des peines", *Revue internationale de droit pénal* Vol. 61, p. 571 (note 5). もっとも、この点につき、JOUVE は「(……) この原則（既判力―引用者注）は、同一の犯罪で2度裁かれること、例えば、ある犯罪で無罪を言渡された被告人が同じ行為について再び訴追されること、または、刑を言渡された者がより重い刑を目的として再び訴追されることを避けることを本質的な目的としている。"既判事項" の当該側面は、拘禁期間の軽減措置によってなんらの変更も加えられなければ、矛盾も来さないことは十分に明らかである」としている。Bernard JOUVE, "Une institution contestée: l'application des peines", *Revue de l'application des peines* N° 23, 1997, http://www.juripole.fr/RAP.

によって主宰された。アモール改革と呼ばれるこの運動は、理論的というよりも、現実的かつ人道主義的なものとされる。それは、ヴィシー体制下で多くの政府関係者が抑留や流刑（déportés）に遭い、自由剥奪刑の執行条件の過酷さ、非人道さがよく知られるようになったからである。彼らはそうした事態を改善することに熱意を持って挑み、かくしてアモール改革は、行刑施設の人道化を目指した諸提案を行うことになる[19]。そこで示された14の原則は以下のようなものであった[20]。

① 自由剥奪刑の本質的な目的は、有罪判決を言渡された者の改善と社会復帰である。② その実施は、普通法上の犯罪で、フランス本土、コルシカまたはアルジェリアの裁判所によって有罪判決を言渡されたすべての者に対し、本土またはアルジェリアにおいて計画される。③ 受刑者に対する処遇は、堕落をもたらすあらゆる雑居から離れ、人間的かつ侮辱のないものでなければならず、そして、基本的には、一般的かつ職業的な教育および改善を目指すものでなければならない。④ 普通法上の犯罪で有罪判決を言渡された者は、作業に従事し、かつその作業中に生じる事故に対し法的な保護を受ける。また、何人も無為を強いられない。⑤ 未決拘禁は、昼夜間独居で行われる。⑥ これは、原則として、1年までの拘禁刑についても同様である。⑦ 1年を超える刑で有罪判決を言渡された者の行刑施設における配置は、性別、人格および犯罪傾向の程度に基礎を置く。⑧ 被収容者の処遇をその態度および改善の程度に適合させるために、各行刑施設において、段階的な執行制度（累進制）が実施される。また、その制度は独居から半自由へと移行する。⑨ 1年を超える普通法上の自由剥奪刑が執行され

19 Martine HERZOG-EVANS, *Droit pénitentiaire*, 2e éd., Paris: Dlloz, 2012, pp. 17-18.

20 アモール委員会による提案から、ペルフィット、バダンテールまでのフランス刑事政策の展開については、恒光徹「現代フランスにおける刑事政策の動向――犯罪の増加と市民の不安感への対策をめぐって――」犯罪と刑罰1号（1985年）27頁以下を参照。

るあらゆる行刑施設において、刑の執行に専属する司法官（magistrat exclusivement chargé de l'exécution des peines）を置く。これは、ある施設から他の形態の施設への受刑者の移送を命令し、段階的執行制度の次の段階への許可を言渡し、そして、仮釈放の申請を1888年2月11日デクレによって設置された委員会への報告を行う唯一の権限を有する。⑩ あらゆる行刑施設において、社会的および医学・心理学的サービスが置かれる。⑪ すべての有期刑に対して仮釈放が認められる。⑫ 被収容者の社会復帰を助けるために、その刑の途中または後に、支援が提供される。⑬ すべての行刑職員は、専門研修所での研修を終えていなければならない。⑭ 流刑に代えて刑事コロニーへの保安収容を行うことができる。この拘禁は、原則として無期である。ただし、流刑者は、試験的釈放を受けることができる[21]。

この時代を特徴付けた復興という気風のもと、ここで掲げられた原則は、とりわけ1945年以降、立法やデクレを通じて、行刑に関わる様々な領域で実行に移されることになる。例えば、少年の犯罪行為者の処遇に関して、司法省内に行刑局からほぼ独立した形で監督教育局（Éducation surveillée）が設置され、これが後の青少年司法保護局（protection judiciaire de la jeunesse）の原型となる[22]。また、施設内での懲罰手続の改革が実施され、懲罰房の廃止がなされた[23]。さらに、行刑局は、戦後の社会法による保護を受刑者にも及ぼすことで執行制度の人道化を図るとともに、刑務所への訪問者の制度や刑務所図書館の普及等、社会教育的な措置を発展させた[24]。加えて、保健衛生状況の改善のための刑務所内の医療部門の設置、行刑職員の専門化と待遇の改善等、施設内処遇の改革が次々と行われた[25]。

21 Paul AMOR, "La réforme pénitentiaire en France", *Revue de sciences criminelle et de droit pénal comparé* (以下、*RSC*), 1947, pp. 6-7.

22 DUROCHÉ et PÉDRON, supra note 10, p. 44.

23 Id., p. 45.

24 Ibid.

25 Ibid.

こうした動向に対し、適切な社会内処遇（milieu ouvert）を実施するために、釈放者の支援と職業斡旋のための委員会（comité d'assistance et de placement des libérés）が設置される。これは、1952年には、釈放者の保護観察と支援のための委員会（comité de probation et d'assistance aux libérés）と改称され、後に、行刑局更生保護部（services pénitantiaires d'insertion et de probation、SPIP）となる[26]。

こうした諸改革に並行して、「刑の執行に専属する裁判官」（原則⑨）の創設への準備が進められることになるが、当初のアモール委員会の意図は、必ずしも直ちに実現されたわけではなかった。

(3) 試行から創設へ

アモール委員会の提案を受けて、1945年から、行刑局によって非公式かつ試行的に、刑の執行管理を任務とする裁判官が、新たに累進制を試行する3か所の行刑施設に設置されることになる。「刑罰執行裁判官」（juge de l'exécution des peines）と呼ばれたこの裁判官は、与えられた名称とは裏腹に、司法的な権限を何らもつことなく累進制の枠内に介入することになった[27]。そこでの主な役割は、行刑施設の監督に加え、分類委員会の長を務め、そして受刑者受入れ後の観察期間と累進制の各段階への移行に関する裁定等であった。やがて、刑罰執行裁判官は、刑の執行段階において受刑者に司法機関の存在を保証するにとどまらず、刑務所における緊張関係を調整する役割を担うようになる。アモール委員会によって与えられた役割にもかかわらず、この裁判官は、行刑施設における関係性のバランスを調整するという非公式な任務を任されることになるのである。そうした関係

26 Ibid.

27 Jean-Paul CÉRÉ et Pascal FAUCHER, "Le juge de l' application des peines et le milieu fermé : Entre évolution et contre-révolutions", *Revue pénitentiaire et de droit pénal* 3, 2013, p. 521.

性の中で、この裁判官の果たす役割はいっそう不確かなものであった[28]。

1958年12月23日オルドナンス[29]は、「刑の執行を指導する」(suivre l'exécution des peines)[30]裁判官として、刑罰適用裁判官を創設した。これにより、刑罰適用裁判官は、1958年フランス刑事訴訟法典において、公式に認められるところとなる。そこでは、「刑罰適用裁判官は、とりわけ、構外作業 (placement á l'extériuer)[31]、半自由 (semi-liberté)[32]および外出許可 (permissions de sortir)[33]を認めることで、各受刑者について、その刑執行の主要な方式を定める。刑罰適用裁判官は、仮釈放の提案を作成させることを主導することができる。受刑者の改善の程度と社会復帰の可能性に適宜に応じる執行制度を採用するすべての施設で、刑罰適用裁判官は、当該制度の種々の段階への移行を言渡す」とされた[34]。その業務は、刑務所の組織または運営に関して行刑施設の長や管区長に代替するものではなく、「判決を適用する条件を方向付けかつ管理しながら、司法判決の執行の個別化を確保しなければならない」[35]。また、こうした刑の個別化に直接関わる権限以外にも、刑罰適用裁判官は、刑の執行手続きに関与する各種委員会においても重要な役割を果たすものとなった[36]。

---

28 de GRAËVE, supra note 4, (19-20).

29 Ordonnance n° 58-1296 du 23 décembre 1958 modification et complétant le code de prodédure pénale, *Journal officiel de la république française du 24 décembre 1958* (以下、*JORF*), p. 11711 et s.

30 刑訴法722条1項。

31 刑訴法723条1項「構外作業は、行刑施設の外において、行刑当局によって監督される作業に就くことを受刑者に許す」。

32 刑訴法723条2項「半自由の制度は、施設外部での収容を含み、継続的な監視なしに、自由な給与の労働条件のもとでなされる。但し、毎夕刑務所に戻り、かつ祭日または休日を当所で過ごすことを条件とする」。

33 刑訴法723条3項「外出許可は、一定期間、行刑施設を留守にすることを許可する。この期間は、執行中の刑期から控除される」。

34 刑訴法722条2項。

35 刑訴法 D. 116条。

36 主なものとして、中央刑務所 (maisons centrales) において受刑者の執行↗

ところが、同オルドナンスは、保護観察付執行猶予（sursis avec mise á l'épreuve）の制度も同時に創設し、刑罰適用裁判官はそこでも重要な役割を果たすことになる[37]。具体的には、保護観察の執行に際して、刑罰適用裁判官は、対象者に課される監督および援助の措置[38]の執行を統制し、必要であれば、同じく対象者に課される一般義務および特別義務の変更、修正または取消しを命じることができる。また、この裁判官は、主宰する保護観察委員会に所属する保護観察官（agents de probation）に対して必要な指示を与え、彼が作成する対象者の行動に関する報告書を3ヶ月毎に受け取るものとされた[39]。さらに、観察期間の早期の終了に関しても、「有罪判決を言渡された者が援助および監督の措置、ならびに自らに課された義務を満たし、その再統合が得られたと思料するとき」、刑罰適用裁判官は、有罪判決の無効（non avenue）が宣告されることを求めて、大審裁判所に付託することができる[40]。刑罰適用裁判官は、刑の個別化の確保のみならず、保護観察を方向付け、その成り行きを決する役割も担うことになる。

こうした動向は、一方では、刑の執行段階における裁判官の存在という論理を尊重しつつも、他方では、アングロ・サクソン体系に特有の保護観

↘制度の個別的な変更を検討する分類委員会の主催、各刑務所の衛生、保安および内部体制を監視する行刑施設監督委員会（Commission de surveillance）の構成員、仮釈放および滞在禁止処分の対象者に対する援助措置および統制措置を実施する釈放者支援委員会ならびに保護観察の業務にかかる保護観察委員会の主催となる。また、セーヌの大審裁判所の刑罰適用裁判官は、行刑局高等評議会（Conseil supérieur de l'administration pénitentiaire）および仮釈放諮問委員会の構成員でもある。

37　刑の単純執行猶予は1891年から存在している。

38　刑訴法739条「観察制度は、犯罪者の再統合の観点から特別執行令に定める監督および援助の措置に、有罪判決を言渡された者が遵守することを含む。加えて、同執行令に定める義務、ならびに有罪判決によって特別に課された義務の遵守も含む。」

39　刑訴法 D. 558条「（2項）保護観察官は、3ヶ月毎に、有罪判決を言渡された者の行動に関する報告書を刑罰適用裁判官に提出する。」

40　刑訴法743条。

察制度を創設することを企図していたとされる[41]。すなわち、フォーシェ（Pascal FAUCHER）によれば、イギリス式のプローベイションは、フランスの司法システムに、その居場所を見つけることはかなわなかったのである。というのも、これが刑の執行をソーシャル・ワーカー（travailleurs sociaux）にもっぱらかつ単純に委任するものであり、当時の政治権力には理解しがたいものであったからである。その結果、独特かつ曖昧さがないわけではない、刑罰適用裁判官が創設された。かくして、ドゥブレ（Michel Debré）[42]がその手記で指摘したように、魅力的だったのは裁判官の創設という事実ではなく、単純執行猶予に比して保護観察付執行猶予の大いなる峻厳さであった。というのも、これが新たな犯罪行為なしに、単純な違反を理由に取り消すことができ、それゆえ、司法にとってより効率的なものであったからである。フォーシェが指摘するように、刑罰適用裁判官がよって立つことになるのは、まさにこの最初の曖昧さである。なぜなら、保護観察付執行猶予は、どうあっても当初追求された観念ではない、社会教育的な措置として急速に把握されていくからである[43]。これは刑罰適用裁判官の「最初のつまずき」であった[44]。

かくして、刑罰適用裁判官は、刑の個別化の裁判官として計画されたにもかかわらず、保護観察の「帰趨を左右する」ものとなる[45]。この後、繰り返し問題にされる「半行政的」[46]な刑罰適用裁判官の不確かな地位は、この特殊な出自に由来している。

---

41 Jean-Denis BREDIN, "Deux institutions nouvelles du code de procédure pénal (livre V): Le juge de l'application des peines et sursis avec mise à l'épreuve", *Semaine juridique*, 1959, I, n° 1517.

42 1958-1959年の司法大臣。

43 Pascal FAUCHER, "L'histoire du juge de l'application des peines en Europe", *Revue de l'application des peines* , 2009, http://www.anjap.org.

44 Ibid.

45 BREDIN, supra note 41.

46 LAVIELLE et al., supra note 17, p. 867.

2 刑罰適用裁判官発展期

(1) 1970年代以降の諸立法

創設からしばらく後、とりわけ1970年代以降、刑罰適用裁判官の権限を拡大させる立法等が相次いでなされるようになる。こうした動向は、主に刑事施設における受刑者の増加と、これに対する適用可能な措置の増加という2つの理由に対する敏感な対応であった[47]。とりわけ、次の3つの立法は、「自由主義の時代」(temps du libéralisme) を特徴づけるものと言われた[48]。

まず、1970年7月17日法[49]は、保護観察付執行猶予の条件を緩和するとともに、半自由の措置に関しても部分的な修正を行った[50]。とりわけ、施設外での労働のみならず、教育、職業訓練または医療的な治療の場合にも、半自由の執行制度が認められることとなった。加えて、同法は、保護観察付執行猶予で有罪判決を言渡された者が「刑罰適用裁判官の統制 (contrôle) に服する」[51]とし、特別義務の修正または取消しを決定する権限とあわせて[52]、この裁判官の保護観察付執行猶予の領域における監督者としての役割が明確なものとされた。

次に、1972年12月29日法[53]は、刑罰適用裁判官の権限の拡大という点で、

---

47 CÉRÉ et al., supra note 27, p. 522.

48 Jean PRADEL, "Trente ans de politique pénitantiaire française", *Cahiers franco-allemands*, 1987, p. 11.

49 Loi n° 70-643 du 17 juillet 1970 tendant à renforcer la garantie des droit individuels des citoyens, *JORF du 19 juillet 1970*, p. 6751 et s.

50 CÉRÉ et al., supra note 27, p. 522.

51 刑訴法739条。

52 刑訴法739条4項「加えて、刑罰適用裁判官は、即時に効力を有する決定をもって、いつでも、有罪判決を言渡された者が服する個々の義務を修正または取り消すことができる。」

53 Loi n° 72-1226 du 29 décembre 1972 simplifiant et complétant certaines dispositions relatives à la procédure pénale, aux peines et à leur exécution, *JORF du 30 décembre 1972*, p. 13783 et s.

いくつかの重要な改正を含んでいた。まず、それまでは司法大臣の専権とされていた仮釈放の許可権限を、3年以下の自由剥奪刑について、刑罰適用裁判官の管轄とした。また、行政手続上の簡略化も、この裁判官の権限の強化に拍車をかけた[54]。そして、同法は、刑罰適用裁判官に、「善行」(bonne conduite) を証明した受刑者に対する刑の軽減措置を認める大幅な権限を与えた[55]。加えて、同年9月12日のデクレによって、協議諮問機関として行刑施設の長等により構成される刑罰適用委員会 (commission de l'application des peines)[56]が各行刑施設に設置され、刑罰適用裁判官はこれを主宰することになる。

そして、1975年7月11日法[57]は、刑罰適用裁判官に、家族関係維持のための外出許可、ならびに刑の補充的軽減[58]および刑の例外的軽減[59]の許可権限を与えた。また、一定の理由による刑の執行停止または分割も認める

54 PRADEL, supra note 48, pp. 11-12.

55 刑訴法721条「(1項) 刑の軽減は、刑事後見を除く、有期の1つないし複数の自由剥奪刑の執行のために3月以上拘禁に服している受刑者に対し、その者が善行についての十分な証明を行った場合に、認めることができる。(2項) 刑の軽減は、刑罰適用委員会の意見の後、刑罰適用裁判官によって許可される。ただし、これは1年の拘禁刑につき3月を超えることができず、かつ1年未満の拘禁刑の場合には1月につき7日を超えることができない。」

56 刑訴法 D. 83-1条「(1項) 各メゾン・ダレにおいて、刑訴法 D. 96条の規定に従って構成される刑罰適用委員会が設置される。(2項) 刑罰適用裁判官は、緊急の場合を除き、受刑者の執行制度に関する決定を行う度、とりわけ本法典に定める状況においては、当該委員会の構成員による意見を収集する」。同96条「(1項) 刑罰適用委員会は、刑罰適用裁判官が主催する。(2項) この委員会には、行刑施設の長、職員、行刑局の人員、看守長、社会教育者および社会福祉関係者、医師ならびに精神科医が含まれうる。」

57 Loi n° 75-624 du 11 juillet 1975 modifiant et complétant certaines dispositions de droit pénal, *JORF du 13 juillet 1975*, p. 7219 et s.

58 刑訴法721-1条「刑の例外的軽減は、拘禁中に、学校、大学または職業考査試験を成功裏に通過した受刑者に対して認めることができる」

59 刑訴法729-1条「刑の補充的軽減は、収監から3年経過後に、721条に定める形式および条件に基づき、社会再適応のための例外的な (exceptionnels) 努力を示す受刑者に対して認めることができる。」

ことができるようになった[60]。これにより、刑執行の修正（aménagement de l'exécution des peines）にかかる刑罰適用裁判官の権限はさらに拡大されることになった[61]。

こうした1970年代の立法により、刑罰適用裁判官の刑の執行場面における存在感はよりいっそう増すことになる。ところが、1970年代の終わりから80年代にかけて、フランス社会を覆った犯罪不安感の増大を背景に、それまでの自由主義の立法政策を押し戻す動向が現れる。とりわけ、当時の司法大臣ペルフィット（Alain PEYREFITTE）は、従来の刑事政策が再社会化による予防を口実に、執行猶予、外出、刑の軽減、仮釈放等を濫用し、その結果、処罰の確実性が失われたために、処罰による社会連帯と復習防止の機能が後退してきたと批判した[62]。ペルフィットの主導による刑事司法改革は、まず、1978年11月22日法[63]による保安期間（périodes de sûreté）制度の創設に至る。これは、宣告された刑のうちの一定期間、刑罰適用裁判官が、仮釈放、半自由および外出許可等の刑の個別化措置を適用することを不可とする制度である[64]。それゆえ、この部分における刑罰

60　刑訴法720-1条「軽罪または違軽罪拘禁刑の執行は、医療、家族、職業または社会の領域にかかる重大な理由に対し、一時的な停止または分割を行うことができる。決定は、被疑者（inculpé）の弁護人および検察の意見の後、その者が収容されている管轄地域の刑罰適用裁判官によってなされる。但し、3月以上刑の執行が中断される場合、決定は、刑罰適用裁判官の提案に基づき、評議部において裁決を下す軽罪または違軽罪裁判所によって行われる。」

61　CÉRÉ et al., supra note 27, p. 522.

62　この点につき、恒光、前掲注20、50頁以下。

63　Loi n° 78-1097 du 22 novembre 1978 modifiant certaines dispositions du code de procédure pénal en matière d'exécution des peines privatives de liberté, *JORF du 23 novembre 1978*, p. 3926 et s.

64　刑訴法720-2条「（1項）刑法302条1項、303条および304条、310条、312条、334-1条および335条、341条ないし344条、381条および382条、462条または公衆衛生法 L. 627条の適用により、執行猶予の付されない、10年以上の自由剥奪刑で有罪判決を言渡す時、保安期間の間、受刑者は、刑の停止または分割、構外作業、外出許可、半自由および仮釈放に関する措置を受けることができな↗

適用裁判官の権限は排除されることになる。また、同法は、刑罰適用裁判官の権限を定めた刑訴法第722条第1項に「法律の定める限界と条件のもとで」との文言を付け加え、刑罰適用裁判官の権限を限定する意図を明確化した。その上で、1972年から各行刑施設に設置された刑罰適用委員会は、刑罰適用裁判官、共和国検事[65]および行刑施設の長を法律上の構成員とし、これに従来刑罰適用裁判官が有していた外出許可の権限の一部を委譲した。これにより、言渡された刑が3年を超える場合には、もはや刑罰適用裁判官単独で外出許可を言渡すことができなくなった[66]。さらに、同法により挿入された刑訴法第733-1条は、刑罰適用裁判官（または刑罰適用委員会）の決定の性質を「司法行政処分」(mesures d'administration judiciaire)とし、非裁判的行為であることを明らかにした[67]。そして、当該決定に対しては、法律の違反がある場合のみ、検察官による控訴院弾劾部への服申立ての対象となるものとしたのである。もっとも、この点につき、刑罰適用裁判官は、行刑施設内において行政官としての任務を遂行しながらも、判決裁判所の言渡した刑を修正しうるのであるから、非裁判的行為である司法行政処分とするのではなく、裁判活動を行うとの見方も可能であるとの指摘もなされていた[68]。しかしながら、1978年法はそのような解釈は採

↘い。保安期間は、刑期の半分とし、無期懲役で有罪が言渡される場合には、15年とする。」

65　日本の地方裁判所に類似する大審裁判所の検察の長たる地位にある司法官。

66　刑訴法722条「(5項) この委員会は、723-4条に定める条件のもとで、外出許可を裁定する権限を有する。刑罰適用裁判官、共和国検事および行刑施設の長のみが、議決権を持つ。審議は公開されない。」

67　刑訴法733-1条「720条、721条、721-1条、722条、723条、723-4条、729-1条、730条2項、733条の適用による刑罰適用裁判官または刑罰適用委員会の決定は、司法行政処分である。これは、法律に違反する場合のみ、その決定が共和国検事へ通知されてから24時間以内に控訴院弾劾部へ行われる不服申立てに基づき、無効とされる。この不服申立ては、訴えを提起された決定の執行を停止させる。」

68　ステファニ他、前掲注1、230頁。

らず、共和国検事による不服申立ても本来の上訴ではなく、法律違反に対する無効の申立て（recours en annulation）に過ぎないものとされた[69]（不服申立てについては後述）。

次いで、1981年2月2日法[70]、いわゆる安全と自由法は、その成立までに紆余曲折を経ながらも、78年法の傾向をさらに推し進めるものであった。この法律自体は、多岐に渡る改正の内容を含むものであったが、刑罰適用裁判官に関するものとしては、保安期間制度の強化および刑罰適用委員会の権限のさらなる拡大が枢要なものであった。前者については、刑訴法720-2条を改正し、それまで義務的保安期間の要件が「暴力犯罪」につき執行猶予の付かない「10年以上の自由刑を言渡されたこと」であったものを、「暴力犯罪」リストを拡大し、「10年以上」を「5年以上」と改めた[71]。また、後者については、刑訴法第720条第1項に挙げられた「暴力」犯罪の受刑者およびそれ以外の犯罪で保安期間に付された受刑者を、社会内処遇に移行させる決定権が刑罰適用委員会にあるものとし、その際、刑期が3年以上の受刑者に対する決定には、全員一致の賛成が必要とした[72]。これらは、実際に執行される刑を宣告刑に近づけることを意図してなされたものであった。

しかし、安全と自由法が公布された年の5月の大統領選において、左派候補のミッテランが大統領に当選し、次いで実施された国民議会選挙にいて社会党が単独過半数を獲得するに至る。そして、同年5月に発足した第2次

69　同上、231頁。前掲注68。

70　Loi n° 81-82 du 2 février 1981 renforçant la sécurité et protégeant la liberté des personnes, *JORF n° 0028 du 3 février 1981*, p. 415 et s.

71　前掲注64。

72　刑訴法723-4条「（1項）構外作業、半自由、刑の軽減、分割および停止、監視付外出許可、外出許可、ならびに、第730条3項が定める留保のもとでの仮釈放は、以下の各号の場合に、刑罰適用委員会によって許可される。1号　第720条2項に列挙される犯罪の1つで有罪判決を受けた場合。2号　第720条2項の適用によって裁判所が保安期間を定める場合。刑罰適用委員会は、その期間が3年を超えない1つないし複数の自由剥奪刑で有罪判決を受ける者にかかる措置については過半数で、それ以外の場合については全会一致で、裁定を行う。」

モーロワ内閣において司法大臣に就任したのが、リベラル派の弁護士であり、パリ第1大学の教授でもあったバダンテール（Robert BADINTER）である。バダンテールの刑事政策の基本的特徴は、ペルフィット以前の、1978年まで続いた刑事政策の継承という形で現れたことであった。彼の刑事政策の構想は多岐に渡るものであったが、刑の執行の領域においては、とりわけ、刑罰の人道化と個別化の要請、ならびに刑の個別化を保障する刑罰執行の司法化の要請が導かれるものであった[73]。特に、1983年6月10法[74]は、ペルフィットが進めた刑事政策の方向性を、多くの点で見直すものであった。まず、この法律は1981年法により「5年以上」とされた義務的保安期間の適用要件を、再度「10年以上」と修正した。また、刑罰適用委員会についても、刑訴法722条5項および同723-4条を廃止し、これをもとの諮問機関へと戻した。これにより、刑罰適用裁判官が刑の個別化の措置を適用する権限は、1981年以前の状態にほぼ戻されることになった。加えて、本法は、主刑としての公益奉仕労働（travail d'intérêt général）[75]および公益奉仕労働付執行猶予（sursis assorti de l'obligation d'accomplir un travail d'intérêt général）[76]の制度を導入した。刑罰適用裁判官は、判決裁判所によって言渡された当該措置の執行様式を決定する権限をもつこととなった[77]。

73　恒光、前掲注20、71頁。

74　Loi n° 83-466 du 10 juin 1983 portant abrogation ou révision de certaines dispositions de la loi no 81-82 du 2 février 1981 et complétant certaines dispositions du code pénal et du code de procédure pénale, *JORF du 11 juin 1983*, p. 1755 et s.

75　刑法43-3-1条「(……) 裁判所は、主刑として、有罪判決を言渡される者が、公共団体、公共施設または団体のために、無報酬で、40時間を下回らず、かつ240時間を超えない公益奉仕労働に服することを命じることができる。」

76　刑訴法747-1条「裁判所は、738条1項に定める条件のもと（保護観察付執行猶予の条件のこと—引用者注）、有罪判決を言い渡される者が、公共団体、公共施設または団体のために、無報酬で、40時間を下回らず、かつ240時間を超えない公益奉仕労働に服することを定めることができる。」

77　刑法43-3-1条「(4項) 公益奉仕労働遂行義務の執行様式および前項に定める期間の中断（医療、家族、職業または社会上の重大な理由による執行の中断↗

(2) 「コウモリ」のような刑罰適用裁判官

かくして、一時的な排斥や制限を受けながらも、刑罰適用裁判官は、創設からすぐに刑の執行手続に欠くことのできない存在となる。しかし同時に、その役割の広範さと権限の不明確さが批判の対象となり、様々な形で問題が指摘されていた。例えば、刑罰適用裁判官の難しい立場を示すように、1980年6月21日の国民議会で司法大臣ペルフィットは、ラ・フォンテーヌの寓話[78]を用いて次のように発言している。

「刑罰適用裁判官の観念には、実のところ曖昧さがあるのです。それは、多少なりともコウモリのようです。つまり、私は鳥、私の翼を見てください。私はネズミ、私の歯を見てください、と。彼は裁判官であり、また私たちがそう呼ぶ以上、その決定において至上のかつ独立しているものであります。しかし、行刑行政が問題となる以上、彼の行う決定は、行政的決定であり、裁判的決定ではありません。結果的に、その存在は相矛盾しており、内側から脅かされているのです」[79]。

こうした刑罰適用裁判官の位置づけの曖昧さは、とりわけフランスにおいて特有の問題を生じさせる。すなわち、フランスは、コンセイユ・デタ(Conseil d' Etat)を中心とする行政系統の裁判所(行政裁判所)と、破毀院(Cour de cassation)を最終審とする司法系統の裁判所(刑事裁判所・民事裁判所)という2系統の裁判機構を有しており、判決後の刑の執行段階に

↘のこと—引用者注)は、刑罰適用裁判官が決定する(……)」刑訴法747-1条「(4項)公益奉仕労働遂行義務の執行様式および前項に定める期間の中断は、刑罰適用裁判官が決定する。」

78 これはラ・フォンテーヌの「コウモリと2匹のイタチ」として知られる寓話が元になっていると思われる。ラ・フォンテーヌ『寓話(上)』今野一雄訳、(岩波書店、1972年)、120-122頁。なお、もともとは、ある1匹のコウモリが、ネズミを憎むイタチに対しては翼を見せることで難を免れ、鳥を憎むイタチには羽根を隠して身を守ったという寓話であり、「歯を見よ」といった記述はない。

79 Gilles J. GUGLIELMI, "Le juge de l'application des peines est-il un chiroptère?", *RSC*, 1991, p. 622 et s.

介入する機関の多様性は、必然的に、行政領域と司法領域の間での争訟の配分という困難な問題をもたらすことになる。そのため、刑罰適用裁判官創設の当初から、幾つかの裁判例が積み重ねられていた。代表的なものとして、1960年2月22日保安拘禁センターに収容されていた徒刑受刑者の夫を殺害された妻の損害賠償の訴えにつき、行政裁判所および司法裁判所双方の無管轄を宣告した2つの決定について裁定した権限裁判所（tribunal des conflits）[80]は、「(……) 司法裁判所によって科された刑の性質および限界に関わる争訟の管轄は、司法機関に専属し」、他方で、「行刑サービスにかかる行政作用は、司法系統の司法官による統制の外にあり、行政裁判所に専属する」とした[81]。この基準は、後の判例を主導するものとなる[82]。また、1971年2月5日、コンセイユ・デタは、行刑施設内で殺害された被害者の母親への損害賠償を国に命じた行政裁判所の判決に対して司法大臣が不服を申立てた事例において、「行刑サービスの執行に対してなされた刑罰適用裁判官の決定は、行政的決定を構成し、行政裁判所の管轄に属する」とした[83]。他方で、1978年法によって司法行政処分とされた刑罰適用裁判官の決定の性質について、憲法院は、同年11月22日、「憲法上のどのような規定も、共和国法によって認められるどのような基本原理も、自由剥奪刑の執行様式が裁判所以外の機関によって決定されることを排除しない」と裁定を下した[84]。

こうした刑罰適用裁判官の業務の性質を明らかにするために、1990年、司

---

80 司法・行政両裁判所の上位に位置づけられ、両系統の裁判所の権限争議を裁定する裁判所。

81 T. confl. 22 févr. 1960, dame Fargeaud d'Epied, *Recueil des décisions du Conseil d'Etat*, 1960, p. 855 et s.

82 Jean-Paul CÉRÉ, "Prospective sur la répartition juridictionnelle des compétences en droit de l'exécution des peines", *RSC*, 1999, p. 874 et s.

83 C. E., 5 févr. 1971, dame Picard, *Recueil des décisions du Conseil d'Etat*, 1971, p. 101.

84 C. C. 22 nov. 1978, *Juris-classeur périodique* (*La semaine juridique*), 1980 (Ⅱ), n° 19309.

法省は、刑罰適用裁判官の活動を社会内と施設内に区分し、さらにそれぞれを内容によって2つに分類し、合計4つのカテゴリーとしてまとめた文書を示した[85]。まず、社会内処遇における第1のカテゴリーは、刑罰適用裁判官が完全に司法的な役割を果たす領域として、a) 付託された一件資料の管理および調査、審問の開催、ならびに手続きの延長にあるもの、とりわけ、刑に伴う禁止、失権、無能力および公示処分の取消しにおいて要求される意見、b) 保護観察付執行猶予、c) 仮釈放者の支援および監督、ならびに公益奉仕労働の執行様式の設定、d) 短期拘禁刑の修正および置き換え、そして e) 保護観察付刑の宣告猶予が挙げられている。第2のカテゴリーは、社会内処遇において刑罰適用裁判官がもっぱら行政的な役割を果たす状況として、a) 釈放者の保護観察と支援のための委員会にかかる人員および予算等の管理運営、b) 司法大臣への社会内処遇に関する年次報告書の作成および裁判所司法官総会への社会内処遇に関する年次総括の作成、c) ボランティアの承認、ならびに求職者手当 (allocation d'insertion)、宿泊提供施設の認可請求および民間団体の補助金の請求に関する意見の作成、d) 訪問による宿泊センターの監督といったものが挙げられている[86]。他方で、施設内処遇においては、主に、刑罰適用委員会を主宰する刑罰適用裁判官が発する行為と、拘禁の内部的機能に対する刑罰適用裁判官の監督および管理に関わる行為に分けられる。第3のカテゴリーである前者には、刑の軽減、3年未満の刑期に対する仮釈放、外出許可、監視付外出許可、中断が3月未満の場合の刑の分割および停止、構外作業および半自由といった刑罰適用裁判官がほぼ完全な決定権限を持っているものと、その権限に属さない保安期間の見直しなどの提案の権限が含まれる。第4のカテゴリーとしての後者には、a) 毎年の行刑施設監督委員会への出席、毎月の施設訪問および受刑者に関する事故の通知等の一般的な拘禁状態の監視、b) 収監記録簿および懲罰記録簿簿の検査、

85 GUGLIELMI, supra note 79, p. 622 et s.
86 Ibid.

c）行刑施設内での規則の作成または変更および施設間の移送等に関わる意見の提示、そして d）司法大臣への施設内処遇に関する年次報告書の作成などが挙げられている。

(3) 不服申立手続の創設

前述のように、1978年11月22日法により、刑罰適用裁判官の決定は司法行政処分とされ、これに対する不服申立ては、検察官にのみ認められることになった。しかしながら、1990年代に入り、立法による不服申立手続等の整備が次第になされることになる。

1986年9月9日法[87]およびこれを補完する1994年2月1日法[88]は、刑罰適用裁判官の決定に対する不服申立手続に若干の変更を加えた。まず、改正された刑訴法733-1条は、刑罰適用裁判官の決定に対する共和国検事による不服申立てを、控訴院弾劾部ではなく、軽罪裁判所に付託するものとした。また、一部の措置（刑の分割または停止、構外作業、半自由、外出許可および仮釈放）に関わる刑罰適用裁判官の決定につき、当該条文に従来置かれていた「法律に違反する場合のみ」の文言が除かれ、それ以外の場合にも不服の申立てが可能となった。他方で、この法律は、1978年法以来の刑罰適用裁判官の決定につき司法行政処分の性質を維持している。また、不服申立てに関しても、訴えを提起しうるのは依然として共和国検事のみであり、受刑者はこれについて知らされるに過ぎなかった。

こうした状況のもとで、次の2つの立法は、不十分な形であれ、刑罰適用裁判官の決定に対する不服申立手続を受刑者にも開いた点で画期的なも

87 Loi n° 86-1021 du 9 septembre 1986 relative à l'application des peines, *JORF du 10 septembre 1986*, p. 10958 et s.

88 Loi n° 94-89 du 1er février 1994 instituant une peine incompressible et relative au nouveau code pénal et à certaines dispositions de procédure pénale, *JORF n° 27 du 2 février 1994*, p. 1803 et s.

のであった。まず、1997年12月19日法[89]は、電子監視（placement sous surveillance électronique）の措置を自由剥奪刑の執行の一様式として創設した。この措置は、期間中、自宅または指定された他の場所での不在を禁止するものであり、対象者には発信装置の装着が義務付けられる[90]。刑罰適用裁判官は、当該措置の決定[91]、統制[92]、保護観察対象者に課されるものと同じ統制措置および援助措置の適用[93]、執行条件等の変更[94]、ならびに取消しの手続にも幅広く関わっている。とりわけ、この取消しの決定は、「刑罰適用裁判官は、共和国検事の申立ておよび受刑者の異議、ならびに必要であればその弁護人の意見を聴く対審弁論（débat contradictoire）を経た後」に行うものとされた[95]。加えて、同法は、当該取消決定

89 Loi n° 97-1159 du 19 décembre 1997 consacrant le placement sous surveillance électronique comme modalité d'exécution des peines privatives de liberté, *JORF n° 295 du 20 décembre 1997*, p. 18452 et s.

90 Bernard BOULOC, "Placement sous surveillance électronique", *RSC*, 1998, p. 587 et s.

91 刑訴法723-7条「（1項）1つないし複数の自由剥奪刑により有罪を言渡されその期間が1年を超えない場合、または1つないし複数の自由剥奪刑で有罪を言渡された受刑者が受けるべき残刑が1年を超えないとき、刑罰適用裁判官は、自ら主導して、または共和国検事もしくは有罪判決を言渡された者の請求に基づき、電子監視の措置を決定することができる。電子監視を用いる決定は、有罪判決を言渡された者による同意がその弁護人出席のもと得られた後に限り、行うことができる。有罪判決を言渡された者による選任がなされていない場合、弁護人は弁護士会会長により職権で選ばれる。（2項）電子監視は、前項の定める様式に従い、1年を超えない期間、仮釈放の保護観察としてなされることを決定することができる。」

92 刑訴法723-9条「電子監視に付された者は、その者が指定された管轄地域の刑罰適用裁判官の統制に服する。」

93 刑訴法723-10条「刑罰適用裁判官は、電子監視を付された者に対し、刑法132-43条から132-46条に定める措置に服させることができる。」

94 刑訴法723-11条「刑罰適用裁判官は、職権または有罪判決を言渡された者の請求により、共和国検事の意見を聴いた後、723-7条3項に定める電子監視の執行条件ならびに723-10条に定める措置の変更を行うことができる。」

95 刑訴法723-13条2項。

がなされてから10日以内の控訴院軽罪控訴部への控訴（appel）の対象となることを明らかにした。そして、この手続は、共和国検事のみならず、受刑者にも開かれるものとされたのである。

また、1998年6月17日法[96]は、性犯罪者の再犯の予防と未成年者の犯罪被害の防止のためとして、社会内司法監督（suivi socio-judiciaire）の措置を創設した[97]。この措置は、定められた犯罪の形式（強姦、拷問または野蛮行為が先行するまたは伴う故殺または謀殺、強姦およびセクハラを除く他の性的攻撃、暴力を伴わない未成年者に対する性的侵害等）で有罪を言渡される者に対して、その刑に加えて、判決裁判所によって予め定められた期間中（軽罪の場合には10年、重罪の場合には20年を超えない）、一定の条件に服させることができるものである[98]。社会内司法監督に付された者は、「刑罰適用裁判官による統制のもと、判決裁判所によって定められた期間、再犯を予防するための監視および援助の措置に服する」ことを義務づけられる[99]。また、判決裁判所または刑罰適用裁判官の決定によっ

96 Loi n° 98-468 du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs, *JORF n° 0139 du 18 juin 1998*, p. 9255 et s.

97 Pierre DARBÉDA, "L'injonction de soins et le suivi socio-judiciaire", *RSC*, 2001, p. 625. この措置の法的性格については、補充刑と保安処分の中間に位置づけられている。なお、保安処分と刑罰適用裁判官との関係については、紙幅の都合で本稿では十分に検討することができない。フランスの保安処分は、2005年（loi n° 2005-1549 de 12 décembre 2005）に司法監視（surveillance judiciaire）、2008年（loi n° 2008-174 du 25 février 2008）に保安監置（rétention de sûreté）および保安監視（surveillance de sûreté）が創設され、これらに対しても刑罰適用裁判官は、一定程度関与している。この点については、稿をあらためて論じることにしたい。フランスの保安処分については、末道康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』（成文堂、2012年）152－210頁を参照。

98 刑法131-36-1条「法律に定める場合に、判決裁判所は社会内司法監督を命ずることができる。」

99 刑法131-36-1条2項。

て、保護観察対象者に課される統制措置[100]に加え、特定の場所への立ち入り、一定の人物との接触、ならびに未成年者との日常的な接触を前提とする活動等への参加を差し控える特別の義務に服させることができる[101]。さらに、これには判決裁判所によって治療命令（injonction de soins）が付されうるほか、判決後に行われる医学鑑定によって，その者が治療の対象になりうると判断された場合には、刑罰適用裁判官が当該命令を言渡すことも可能とされている[102]。これら義務および治療命令への不遵守があった場合、刑罰適用裁判官は、「職権または共和国検事の申立てに基づき、理由を付した決定をもって、判決裁判所によって言渡された拘禁刑の執行を命ずることができる」[103]。この命令は、電子監視の取消し決定の場合と同様、「共和国検事の申立ておよび有罪判決を言渡された者の意見、ならびに必要であればその弁護人の意見を聴く対審弁論を経て」なされ、共和国検事および受刑者からの軽罪控訴部への10日以内の控訴の対象となるとされた[104]。

かくして、これら２つの立法により、刑の執行の一部に、対審原則、理由を付した決定および不服申立てといった刑事手続の基本的な諸原理が持ち込まれることとなった。もっとも、当該領域における裁判化の進展は、電子監視や社会内司法監督の取消し、すなわち拘禁刑の執行という重大な不利益決定に対する手続上の保障として現れたものであった。

100　刑法131-44条、同131-45条。

101　刑法131-36-2条各号。

102　刑訴法763-3条「（３項）有罪判決の決定後に命じられた医学鑑定の結果、社会内司法監督に付されている者が治療の対象となりうることが明らかになれば、刑罰適用裁判官は、同様に、治療命令を言渡すことができる（……）」。なお、2007年（loi n° 2007-1198 du 10 août 2007）以降、裁判所が反対の決定をする場合を除いて、治療命令は必要的に課されることになった。刑法131-36-4条参照。

103　刑訴法763-5条。

104　同上。

3　刑罰適用裁判官確立期

(1)　2000年無罪推定法

2000年代に入り、刑の執行の領域に関わる重要な立法が行われる。

無罪推定および被害者の権利保護を強化する2000年6月15日法（以下、2000年無罪推定法）[105]は、当初、刑の適用領域における何らかの手続の修正を含んだものではなかった。ところが、法案の作成に並行して、司法大臣によって法院裁判官ファルジュ（Daniel FARGE）を長とする仮釈放委員会が設置された。この委員会は、2000年2月に報告書を提出し、これが国民議会および上院に対して、無罪推定法の法案に、当該委員会の提案のいくつかを採用させるに至らせた[106]。この法律によって、以下のような改革がなされた。

まず、特筆すべきは、刑罰適用裁判官の管轄に属する構外作業、半自由、刑の分割および停止、電子監視ならびに仮釈放が、「正真正銘の司法的決定」となったことである[107]。すなわち、これら措置につき、刑罰適用裁判官は、「職権、受刑者の請求または共和国検事の申立てに基づき、理由を付した決定をもって、許可、延期、不許可、取消しまたは撤回する」と改められた[108]。この決定は、「行刑局の代表者の意見を聴き、刑罰適用裁判官が検察官の申立て、ならびに受刑者および必要であればその弁護人の異議を審問する対審弁論を評議部にて開いた後」なされる[109]。決定は、受刑者、共和国

105　Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes, *JORF n° 0138 du 16 juin 2000*, p. 9038 et s.

106　この法律の審議過程および全体像に関しては、白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社、2011年）55-88頁参照。

107　Marie Elisabeth CARTIER, "Judiciarisation de l'exécution des peines", *RSC*, 2001, p. 87 et s.

108　刑訴法722条6項。

109　同上。

検事または法院検事長による軽罪控訴部への10日以内の不服申立ての対象となりうる[110]。これにより、受刑者は、各措置の許可へ向けた手続きを自ら主導して開始することが可能となり、従来否定されていた刑の執行手続きにおける当事者の地位を得ることになったのである。

ただし、2000年無罪推定法は、上記以外の措置、すなわち刑の軽減、仮釈放までの観察期間の短縮、監視付外出許可および外出許可に関する決定については、依然として司法行政処分の性格を維持していた[111]。したがって、この手続に関しては、対審弁論も行われず、決定に理由も付されない。また、当該決定に対する受刑者からの不服申立ての途も閉ざされたままであった。このような2重の手続きをもたらした本当の理由は、法案の審議において必ずしも明らかにされていない。司法大臣ギグ（Élisabeth GUIGOU）は、「政府より提出された173号修正案は、仮釈放、構外作業、半自由、刑の分割および停止の措置に対する刑の裁判化の措置を中心にしています。したがって、前述した...（それら以外の―引用者注）措置は、その数および性質の点から、除外されているのです」。その理由については、「なぜなら仮釈放においては、受刑者は刑務所に戻ることはありません... ゆえに、裁判化は永続的とみなされる措置に限定されなければならないのです」としている[112]。こうした理由の他に、カルティエ（Marie Elisabeth CARTIER）は、これら措置の裁判化からの排除は、刑の軽減や外出許可が、特に頻繁に行われるものであることから（1999年には、外出許可は36,462件、刑の軽減措置は97,724件）、刑罰適用裁判官の手続上の負担の考慮や、特に刑の軽減措置に関しては、行刑の枠内に当該措置を置いておく現実的な必要性があったことを指摘している[113]。

---

110 同上。
111 刑訴法733-1条。
112 CARTIER, supra note 107.
113 Ibid.

他方で、2000年無罪推定法は、仮釈放に関する刑罰適用裁判官の権限を強化した点でも注目される。以前は、仮釈放の決定における刑罰適用裁判官の権限は、5年以下の自由剥奪刑で有罪判決を言渡された者であったが、これ以降、軽罪または重罪で10年以下の自由剥奪刑で有罪判決を言渡された者、および釈放期日までの残刑期間が3年以下の者にまで拡大された[114]。加えて、従来、刑罰適用裁判官の管轄に属さない仮釈放は司法大臣の管轄に属するものとされていたが、この法律により、新たに10年を超える自由剥奪刑を言渡された者の当該措置の請求につき裁定を行う特別の裁判所が創設されることとなった。これが、仮釈放地方裁判所（juridiction régionale de la libération conditionnelle）と仮釈放中央裁判所（juridiction nationale de la libération conditionnelle）である。仮釈放地方裁判所は、刑罰適用裁判官の場合と同様、受刑者または共和国検事の請求に基づき、対審弁論を経て、刑罰適用委員会の意見を聴いた後、理由を付した決定をもって裁定する[115]。この裁判所は、1名の控訴院の裁判長または裁判長の資格を持つ法院裁判官と当該控訴院管轄地域の2名の刑罰適用裁判官によって構成される合議体である。また、仮釈放中央裁判所は、仮釈放地方裁判所の決定に対する不服申立てを裁定するものとして設置された[116]。かくして、仮釈放の政治的側面は姿を消し、完全な司法化と裁判化がなされた。

しかしながら、これら新しい裁判所が極めて不自然な地位に置かれていた点で、この立法は問題を残すものであった。すなわち、第1審級である

114　刑訴法730条「言渡される自由剥奪刑の期間が10年以下の場合、または最初に言渡された刑がどのようなものであれ、その受けるべき刑期が3年以下の場合、仮釈放は、722条に定める様式に従い、刑罰適用裁判官が許可する。」

115　刑訴法722-1条「刑罰適用裁判官の管轄に属さない仮釈放の措置は、受刑者の請求または共和国検事の申立てに基づき付託された仮釈放地方裁判所が、刑罰適用委員会の意見を聴いた後、理由を付した決定をもって、許可、延期、不許可または撤回する。」

116　裁判所組織法 L. 143-1条。

仮釈放地方裁判所が各控訴院に置かれ、第2審級である仮釈放中央裁判所が破毀院に設置されていたのである[117]。したがって、仮釈放中央裁判所による決定には、理由は付されているが、不服申立て（破棄申立て）が不可能とされていた。これにより、第1審が刑罰適用裁判官か仮釈放地方裁判所かによって、換言すれば、刑の重さにより、前者であれば、軽罪控訴部への控訴に加え破毀院への破毀申立てが可能であったのに対し、後者では中央裁判所への控訴のみ可能となり、手続き上の不均衡が生じることになった。こうした手続きの2重性による不均衡は、拙速で不十分な議論の結果生じたものとして、法律家から強い批判の的となった[118]。

(2) 2004年 Perben Ⅱ法

犯罪性の進展に対する司法の適用に関する2004年3月9日法[119]、いわゆる Perben Ⅱ法（以下、2004年 Perben Ⅱ法）は、その内容は多岐に渡るものであったが、刑の適用に関係する法の現代化を明確に完成させたという意味で重要な立法であった[120]。この法律によって、刑の執行に関する基本原則の明確化と、当該領域の裁判化の確立がなされた。

まず、刑訴法第5部「刑の執行手続」の冒頭707条において、刑の執行の基本原則が明らかにされた。すなわち、① 刑の執行における司法機関の必要的な存在とその有効性および迅速性の確保、② 社会の利益および被害者の権利の尊重、ならびに社会参加または社会復帰および再犯予防という刑の目的の明確化、③ 人格の進展および個人的状況による刑の修正

117 Ibid.

118 CARTIER, supra note 107.

119 Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité, *JORF n° 59 du 10 mars 2004*, p. 4567 et s.

120 この法律の全体像について、末道康之「フランス刑事立法の動向—Loi Perben Ⅱについて」南山法学29巻2号（2006年）123-165頁。刑の執行に関しては、特に135頁以下参照。また、白取、前掲注109、91-97頁も参照。

措置の必要性の諸原則である[121]。

次に、2004年 Perben Ⅱ法は、刑の適用の裁判化を確立した法律としても注目される[122]。まず、この法律により、2000年無罪推定法以来問題とされていた、仮釈放地方裁判所と仮釈放中央裁判所が廃止され、これに代えて刑罰適用裁判所（tribunal de l'application des peines）が創設された。この裁判所は、3名の刑罰適用裁判官（うち1名が裁判長）によって構成される合議体であり、「各控訴院の管轄地域に1つないし複数設置される」[123]。主な管轄としたのは、単独の刑罰適用裁判官の管轄に属さない、保安期間の解除、刑の例外的軽減、刑の執行停止および長期刑で有罪判決を言渡された者の仮釈放である[124]。ほとんどの権限は、単独の刑罰適用裁判官に残されていたが、一部の重大な決定につき当該合議体の管轄となった[125]。かくして、「刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所は、第1審刑罰適用裁判機構を構成する」ものとなった[126]。

121　刑訴法707条「（1項）刑事裁判所によって言渡された刑は、司法機関の決定に基づき、またはその監督の下、やむを得ない場合を除き、効果的かつ可能な限り迅速に執行される。（2項）刑の執行は、社会の利益および被害者の権利を尊重しながら、有罪判決を言渡された者の社会参加または社会復帰、ならびに再犯の予防を援助する。（3項）そのために、刑は、有罪判決を言渡された者の人格および状況の進展を考慮して、その執行中に修正することができる。」

122　Michael JANAS, "Un juge d'application des peines aux pouvoirs juridictionnels renforcés", *Le nouveau procès pénal après la loi Perben* Ⅱ, Paris: Dalloz, 2004, pp. 493-502.

123　刑訴法712-3条。

124　刑訴法712-7条「刑罰適用裁判官の管轄に属さない、保安期間の解除、仮釈放または刑の停止にかかる措置は、受刑者、共和国検事、または712-1-条の規定によりその受刑者を管轄する刑罰適用裁判官の主導により、付託された刑罰適用裁判所が、理由を付した判決をもって、許可、延期、不許可、取消しまたは撤回する。」

125　Pierre Couvrat, "Dispositions générales et nouvelle organisation judiciaire de l'application des peines- Commentaire des articles 159 et 161 de la loi du 9 mars 2004 dite loi Perben II", *RSC*, 2004, p. 682

126　刑訴法712-1条。

加えて、2004年 Perben Ⅱ法は、不服申立手続のあり方にも変更を加えた。すなわち、「刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所の決定は、控訴を提起することができる。控訴は、本章に定める区分に従い、部の裁判長と2名の陪席裁判官によって構成される控訴院刑罰適用部（chambre de l' application des peines de la cour d'appel)、またはこの部の裁判長のもとに提起される」[127]ものとなった。これにより、刑罰適用裁判官（および刑罰適用裁判所）の決定に対する不服申立ては、従来の軽罪控訴部等から、この控訴院刑罰適用部へと統合された。また、当該部の命令および判決は、その通知から5日以内の破毀院への破毀申立てが可能となった[128]。かくして、2004年 Perben Ⅱ法は、通常の裁判組織に倣い、第1審級としての刑罰適用裁判官と刑罰適用裁判所、そして第2審級としての控訴院刑罰適用部を、それぞれ大審裁判所と控訴院に設置し、裁判化の原理を確立するものとなった。また、刑罰適用裁判官の決定に関する限り、司法行政処分も廃止された。したがって、刑の適用の領域における裁判化は、この法により、まさに完成したかのように思われた。

しかしながら、2004年 Perben Ⅱ法は、別の顔をもつ法律でもあった。それは、同法により導入された「新しい刑の修正手続」と呼ばれる手続である。これは、6月以上2年未満の拘禁刑を執行中の者、または2年以上5年未満の拘禁刑を執行中の者に対し、執行すべき残刑期間が前者の場合は3月、後者の場合は6月未満となった時に、半自由、構外作業または電子監視の措置を受けることを可能とする措置である[129]。ここで注目されるのは、当該刑の修正措置のイニシアチブが、刑罰適用裁判官ではなく、行刑局更生保護部（SPIP)[130]の長にあることである。すなわち、SPIP の

127　刑訴法712-1条2項。

128　刑訴法712-15条。

129　刑訴法723-20条1項各号。

130　1999年4月13日デクレ（Décret n° 99-276 du 13 avril 1999 modifiant le code de procédure pénale (troisième partie : Décrets) et portant création des↗

長は、当該部局によってこの措置の対象となる者の調査を行わせ、拘禁中の不品行等の特段の理由がなければ、措置を刑罰適用裁判官に申請する[131]。これを受けた刑罰適用裁判官は、通常は、共和国検事の意見を聴いた後、3週間以内に提案の許可または不許可の決定を命令によって行うが、この期間中に裁定を行わなければ、刑罰適用裁判官の決定権は消滅する。この場合、提案した修正措置を司法行政処分として執行するのはSPIP の長である[132]。この新しい刑の修正手続は、釈放の段階で何らの司法的監督がつかない「乾いた釈放」(sortie seche) を減らすことを目的として創設された制度であるが[133]、場合によっては、刑罰適用裁判官の判断なしに、措置を執行に移すことを可能にするものであった。

かくして、2004年 Perben Ⅱ法は、一方では、刑の執行場面における裁判化の確立を、他方では、それを部分的に後退させる2つの顔を持った法律として現れた。確かに、SPIP の長のイニシアチブによる刑の修正提案は、刑罰適用裁判官による刑の修正措置の適用を妨げないが、この「隠れた非裁判化」(déjuridictionnalisation larvée)[134]は、2009年行刑法により、いっそう拡大することとなる。

(3) 2009年行刑法

2009年11月24日行刑法（以下、2009年行刑法）[135]は、フランス行刑に大

↘ services pénitentiaires d'insertion et de probation, *JORF n° 87 du 14 avril 1999*, p. 5478 et s) により、釈放者への保護観察と支援に関する委員会と行刑施設内の社会教育部門に代えて創設された。

131 刑訴法723-21条1項および2項。

132 刑訴法723-24条。

133 Emilie DUBOURG, *Aménager la fin de peine*, Paris: L' Harmattan, 2007, p. 23 et s.

134 GRAËVE, supra note 4, (48).

135 Loi n° 2009-1436 du 24 novembre 2009 pénitentiaire, *JORF n° 0273 du 25 novembre 2009*, p. 20192 et s. なお、この法律の紹介として、末道康之「フランスにおける行刑法の制定と刑罰の調整の理念と現実」法学研究84巻9↗

きな変革をもたらすと同時に、刑の執行場面においても重要な改正を含んでいた。というのも、2004年以来、刑の執行の裁判化が一般原則とされていたが、2009年行刑法は、この原理の絶対性を相対化する要素を導入したのである。すなわち、2009年行刑法は、2004年 Perben Ⅱ 法により創設された「新しい刑の修正手続」を改め、「刑の簡易的修正手続」を創設した[136]。従来、短期の自由剥奪刑の修正は、身柄の拘束の有無で条文上区別されていたところを、2009年行刑法の立法者は、法典内でこれらを統合したのである。これは、2004年 Perben Ⅱ 法において認められた新しい刑の修正手続きが期待された効果をもたらさなかったためであるとされる[137]。かくして、「短期拘禁刑により有罪判決を言渡された者は、自由の状態であれ、拘禁されている状態であれ、723-15条ないし723-27条に定める条件および様式に従い、当該刑の簡易的修正手続を受けることができる」[138]とされた。この措置は、主に2年以下の短期自由刑で有罪を言渡された者に対して、その刑が執行される以前に刑の修正措置を認める場合[139]と、1つないし複数の拘禁刑で有罪判決を言渡されその合計が2年以下、または言い渡された合計が5年以下で残刑が2年以下の拘禁刑執行中の者に、刑の修正措置を認める場合[140]がある。

↘号（2011年）481頁以下も参照。

136 刑訴法723-14条以下。

137 DUROCHÉ et al., supta note 10, p. 409.

138 刑訴法723-14条1項。

139 刑訴法723-15条「拘禁されていない者で、2年以下の拘禁刑で有罪判決を言渡された者もしくは受けるべき残刑期間が2年以下の者、または有罪判決の累積の場合で、言渡された刑の全体もしくは受けるべき残刑期間が2年以下の者は、可能な限り、かつその人格および状況が許せば、本款に定める手続に従い、半自由、構外作業、電子監視、刑の分割もしくは停止、仮釈放、または、刑法132-57条に定める刑の置換えを受けることができる。ただし、有罪判決を言渡された者が法定累犯である場合、本項に定める2年の期間は、1年に短縮される。」

140 刑訴法723-19条「拘禁されている者で、1つないし複数の拘禁刑で有罪判決を言渡されその累積が2年以下の者、または、1つないし複数の拘禁刑で有↗

前者の刑の執行前の修正措置は、可能な限り、かつその者の人格および状況がこれを許せば実施すると定められた[141]。この手続きにおいて、拘禁刑の執行に先立ち、当該措置の決定を刑罰適用裁判官に知らせるのは、検察官の役割である[142]。刑罰適用裁判官は、有罪判決を言い渡された者を召喚後、「当該措置が可能であると思料され、かつ対象者の同意がある場合」には、これを命ずるものとされる[143]。また、判断に足る資料がない場合には、SPIP に調査を命じることができる。しかし、刑罰適用裁判官は、「受刑者がこれに同意しない場合」または「SPIP の報告書を検討し当該措置が不可能であると思料する場合」、収監期日を定めることができる[144]。当該手続きで適用される措置は、半自由、構外作業、電子監視、刑の分割または停止、仮釈放および刑法132-57条に定める刑の置換えである。

後者の刑の執行後の修正措置は、2004年 Perben Ⅱ法において創設された「新しい刑の修正手続」を拡大したものである。これは、拘禁されている者に対し、客観的に不可能な場合を除き、その者の人格および状況がこれを許せば適用される[145]。当該措置の請求主体は以前と同じく SPIP の長であるが[146]、2009年からは、初めに共和国検事に対して修正措置の提

↘罪判決を言渡されその累積が5年以下かつその刑の残りが2年以下の者は、客観的に不可能な場合を除き、その人格および状況が許せば、本款に定める手続に従い、半自由、構外作業、電子監視または仮釈放を受けることができる。ただし、有罪判決を言渡された者が法定累犯である場合、本条に定める2年の期間は、1年に短縮される。」

141 前掲注、139。

142 刑訴法723-15条「(2項) 有罪判決の執行に先立ち、検察官は、刑罰適用裁判官に当該決定を通知し、決定および前科簿第1号票の複写も含むあらゆる有用な書類を送付する。」

143 刑訴法723-15-1条。

144 刑訴法723-15-2条。

145 前掲注140。

146 刑訴法723-20条「行刑局更生保護部の長は、適切な時期に、723-19条の対象となる各受刑者の資料を調査し、行刑施設の長の意見を聴いた後、その者の↗

案を行うという点で異なっている。共和国検事は、この提案が正当であると思料すれば、これを刑罰適用裁判官に伝達し、刑罰適用裁判官は3週間以内に許可または不許可の決定を下す[147]。共和国検事が正当でないと考える場合、自らの立場を受刑者に通知し、当該提案に自らの意見を付して刑罰裁判官に伝えることができる。この場合、刑罰適用裁判官は、職権または有罪判決を言渡された者の請求に基づき、対審弁論を経れば、刑の修正を命じことができる[148]。適用可能な措置は、半自由、構外作業、電子監視または仮釈放である。

以上の措置の新設または拡大は、一方では、短期自由刑の回避および社会内処遇期間の必要的確保という政策的な意図がうかがわれるが、他方では、刑罰適用裁判官が主導する手続きと重複する部分もあり、相対的に、SPIPの長と検察官の役割が大きくなっていることが看取される。これは、結果的に、刑の適用の司法化・裁判化を部分的には後退させるものでもあった[149]。

さらに、上記2手続に加え、2009年行刑法は、別の措置も創設している。それは、「すべての刑の修正が不在の場合における拘禁刑最後の執行様式」とする手続である。これは、「5年以下の拘禁刑で、刑の満了日以前の6月に何ら修正措置を命じられなかった場合において、執行されるべき刑を4月残す全ての者、または、6月以下の拘禁刑で、執行されるべき刑の3分の2を残す全ての者は、客観的に不可能、本人の拒否、その人格と措置の性質との不一致、もしくは再犯リスクがある場合を除き、その刑を電子監視の様式に従い執行する」とした[150]。この「電子の恩赦」(grâces électro-

---

↘人格ならびに経済的、家族的および社会的状況にもっとも適合した修正措置を決定する。」

147 刑訴法723-20条3項。

148 刑訴法723-20条4項。

149 もっとも、刑訴法723-14条2項は、当該手続きは、刑罰適用裁判官による刑の修正措置の適用を妨げないと定めている。

150 刑訴法723-28条1項。

niques)[151]とも呼ばれる手続きは、共和国検事がその者が服する監督措置および義務を定め、その管轄のもと、SPIP の長が措置を実施するものとされている[152]。刑罰適用裁判官が関与するのは、当該措置決定が不在の場合に、受刑者がその実施請求を付託する場合に限られる[153]。したがって、当該措置決定の領域において、刑罰適用裁判官が有する権限は、極めて限定的にしか行使されない。簡易的刑の修正手続きに加え、この改正により、相対的に、共和国検事と SPIP の長の役割が拡大することになったのである[154]。

(4) 近時の動向

近時の動向として注目されたのは、まず、刑事裁判および少年裁判への市民参加を促進する2011年８月10日法[155]（以下、2011年市民参加法）である。この法律は、刑事司法への市民の参加を促進するために、フランスの陪審制（jury）に新しく市民陪席（citoyen assesseur）と呼ばれる制度を設けたものである。市民陪席が参加するのは、軽罪裁判所、軽罪控訴部、刑罰適用裁判所、控訴院刑罰適用部および少年軽罪裁判所における審理である。刑罰適用裁判所では、裁判長と２名の陪席裁判官に、２名の市民陪席が加わり、保安期間の終了または短縮[156]、ならびに５年を超える自由剥奪刑を言渡された者の仮釈放の審理を行うものとされた[157]。ただし、

151 HERZOG-EVANS, supra note 17, p. 106.

152 刑訴法723-28条２項。

153 刑訴法723-28条３項。

154 CÉRÉ et al., supra note 27, p. 532.

155 Loi n° 2011-939 du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs, *JORF n° 0185 du 11 août 2011*, p. 13744.

156 刑訴法720-4-1条「720-4条が適用される場合（保安期間の終了または軽減のこと―引用者注）には、刑罰適用裁判所は、裁判長と２名の陪席裁判官に加え、10-1条ないし10-13条に定める様式により指名された２名の市民陪席により構成される。」

157 刑訴法730-1条「730条１項の例外として、５年を超える自由剥奪刑が言渡↗

後者において命ずることができるのは、「半自由、構外作業および電子監視の執行制度において刑が執行されることを認めることに限られ、これは仮釈放に先立つ観察のために当該措置が決定される場合」である[158]。また、控訴院刑罰適用部においても、1名の裁判長と2名の陪席裁判官に加え、2名の市民陪席により、刑罰適用裁判所の管轄に属する決定の不服申立てが裁定される[159]。この時、市民陪席は、「裁判長に求めて、受刑者に対して質問をする」ことができる[160]。もっとも、市民陪席の設置は、「実験的な」(à titre experiméntal) ものとして、当初、2012年1月1日から、少なくとも2箇所の控訴院が管轄する地域で、そして、2014年1月1日までに、最大で10箇所の控訴院が管轄する地域の裁判所で試行することが予定されていた[161]。しかし、2012年1月1日からトゥールーズとディジョン控訴院が管轄する裁判所でなされていた本試行は、2013年4月30日をもって終了し、他の控訴院への拡大も見送られることとなった。終了を早めたのは、2013年2月28日、司法大臣トビラ (Christiane TAUBIRA) の付託により破棄院の2名の法院検事により作成された報告書であった。そこでは、市民陪席の改革が裁判のコストを増大させ、かつ公判を長期化させることから、司法のイメージが何ら改善されないと指摘された。そして、同報告書は、必要な市民の参加は他の方法によってより有効なものとして実現することが可能であり、そうである以上、この改革をフランス全土に

↘される場合、仮釈放は、712-7条に定める様式に従い、裁判長と2名の陪席裁判官に加え、2名の市民陪席によって構成される刑罰適用裁判所によって許可される。」

158 同上、2項。

159 刑訴法712-13-1条「712-13条の例外として、712-7条に挙げられる控訴を審理するために、控訴院刑罰適用部は、裁判長と2名の陪席裁判官に加え、10-1条ないし10-13条に定める様式により指名された2名の市民陪席により構成される。」

160 刑訴法712-13-1条2項。

161 2011年市民参加法54条。

広げる余地はないと結論付けた[162]。これにより、本制度の試行は2013年4月30日をもって終了した。

最後に、近時の注目される動向として、2014年8月15日法[163]が挙げられる。「刑の個別化と刑事制裁の有効性の強化に関する」と題されたこの法律は、2012年に政権に返り咲いた社会党政権下で司法大臣を務めるトビラの主導でなされる刑事司法改革の嚆矢となる立法である[164]。この法律は、刑の個別化を改革の中心として位置付け、刑の宣告の段階および刑の執行の段階それぞれで、これを実現するための制度の再編を行うものである[165]。改革の主な内容は、裁判官の裁量を制限する最低刑（peine plancher）の廃止、新しい社会内刑罰として刑事強制（contrainte pénale）[166]の創設、2009年行刑法によって設けられた簡易的刑の修正手続および刑の終期の電子監視に代えて[167]制限付自由（libération sous contra-

162 Arrêté du 18 mars 2013 mettant fin à l'expérimentation des dispositions prévoyant la participation de citoyens assesseurs au fonctionnement de la justice pénale, *JORF n° 0069 du 22 mars 2013*, p. 4897.

163 Loi n° 2014-896 du 15 août 2014 relative à l'individualisation des peines et renforçant l'efficacité des sanctions pénales, *JORF n° 0189 du 17 août 2014*, p. 13647.

164 改革の全体像については、フランス司法省の以下のホームページを参照。
http: //www. justice. gouv. fr/justice-penale-11330/la-reforme-penale-publiee-au-journal-officiel-27422.html.

165 GIACOPELLI は、この法律は社会防衛学派によってもたらされた個別化の観念に立ち返ったものであり、応報や威嚇に基づく刑事政策とは手を切るものであると評している。また、この法律は、フェッリ（Enrico Ferri）よりもアンセル（Marc Ancel）に近いイデオロギーを前提としているとも述べている。Muriel GIACOPELLI, "Loi n° 2014-896 du 15 août 2014 relative à l'individualisation des peines et renforçant l'efficacité des sanctions pénales: un rendez-vous manqué", *Aj pénal*, 2014, p. 448 et s.

166 刑法131-1-1条「5年以下の拘禁刑で処罰される軽罪の行為者の人格ならびに物質的、家族的および社会的状況に加え、訴訟事実が、個別化されかつ一貫した社会教育的な随伴（accompagnement）を正当化する場合、裁判所は、刑事強制刑を言渡すことができる。」

167 厳密には、刑訴法第5部第2編第2章第7節「簡易的刑の修正手続」第2↗

inte）制度の創設、財産刑の推進、ならびに修復的司法（justice restaurative）的制度[168]の導入と被害者の権利の強化を含むものである。これにより改められた刑法132-1条2項は、「裁判所によって言渡されたすべての刑は、個別化されなければならない」とし、同じく刑訴法707条は、「有罪判決を言渡された者が、社会の規則および利益に責任と尊敬をもって振る舞い、かつ新たな犯罪行為に及ぶことを避けることが可能となるように、自由剥奪刑および自由制限刑の執行制度は、その者の社会統合および社会復帰の準備を行うことを目的とする」とした。刑罰適用裁判官が関わる主な手続は、刑事強制の執行場面である。刑事強制は、自然人に科される軽罪刑の1つとして新たに加えられた社会内刑罰であり、判決裁判所によりこれを言渡された者は、保護観察対象者に課される統制および援助の措置、ならびに特別の義務および禁止に服することになる[169]。刑罰適用裁判官は、保護観察付執行猶予の場合と同様、これを統制する役割を担い、SPIP の提案に基づき、刑の執行中に対象者に課される義務等を設定または変更、削除および補完することができる[170]。対象者が統制および援助

↘款「拘禁されている者に対して適用される手続」(723-19条以下)、および同8節「すべての刑の修正が不在の場合の拘禁刑終期の執行様式」(723-28条以下)が削除された。同7節1款「拘禁されていない者に対して適用される手続」(723-15条以下)は、一部が修正のうえ残されている。

168 刑訴法10-1条「刑事手続のあらゆる機会で、かつ刑の執行時点も含む手続のあらゆる段階において、被害者および犯罪の行為者は、事実関係が承認されたということを条件として、修復的司法の措置を提案されうる。」

169 刑法131-4-1条「(2項) 刑事強制は、刑罰適用裁判官の統制のもと、有罪判決を言い渡された者に対し、6月から5年で裁判所によって定められた期間中、統制および援助の措置、ならびに再犯を防ぐための特別の義務および禁止への遵守を義務付けることを含み、併せて、社会への統合または復帰を促進する。」

170 刑法131-4-1条「(12項) 刑事訴訟法典によって明示される条件および様式に従い、社会復帰・保護観察部による有罪判決を言渡された者の人格ならびに物質的、家族的および社会的状況に関する評価の後、刑罰適用裁判官は、本条9項の適用がなされない場合（判決裁判所に資料が不十分な場合—引用者注)、1号から3号に列挙するものの中から有罪判決を言渡された者が従う義務お↗

の措置ならびに義務および禁止を遵守しない場合、刑罰適用裁判官は、職権または検察官の請求に基づき、これらを義務および禁止を変更または補完することができる。この時、刑罰適用裁判官は、単なる「警告」(rappel)[171]に止めることも可能であり、これを何度も行うことができる。ジャコペリ（Muriel GIACOPELLI）によれば、これは立法者が暗黙のうちに、社会復帰の過程には再発（rechute）が避けられないことを前提にしているからであるとされる[172]。こうした措置が刑の効果を確保するのに不十分な場合には、刑罰適用裁判官は、理由を付した請求をもって、判決裁判所が定めた拘禁刑の一部または全部の執行を求めて大審裁判所の裁判長等に付託する[173]。刑事強制の対象者がその期間中に執行猶予の付かない自由剥奪刑で有罪を言渡される重罪または軽罪に及んだ場合には、判決裁判所は、刑罰適用裁判官の意見を聞いた後に、拘禁刑の執行を命じることができる。反対に、刑罰適用裁判官は、「有罪判決を言渡された者が自らに

↘よび禁止を定める。本条9項が適用された場合（判決裁判所に資料が十分な場合―引用者注）、刑罰適用裁判官は、裁判所が決定した義務および禁止を変更、削除および補完することができる。刑罰適用裁判官は、有罪判決を言渡された者が受ける援助処置を定める。刑事強制の執行中、義務および禁止ならびに援助の措置は、有罪判決を言渡された者の変化を考慮して、刑罰適用裁判官により変更、削除または補完することができる。」

171　刑訴法713-47条「(……) 刑罰適用裁判官は、同様に、有罪判決を言渡された者が服する措置、義務および禁止の警告を行うことができる。」

172　GIACOPELLI, supra note 164.

173　刑法131-4-1条「(10項) 裁判所は、同様に、有罪判決を言渡された者が自らが服する義務および禁止に違反した場合に受けることになる拘禁刑の上限を定める。この拘禁刑は2年を超えず、かつ受ける拘禁刑の上限も超えない。一部ないし全部の拘禁刑の執行が命じられうる条件は、刑事訴訟法典により定める。」刑訴法713-47条「(2項) 本条1項に定める解決法が刑の有効性の確保に不十分である場合、裁判官（刑罰適用裁判官―引用者注）は、職権または共和国検事の請求に基づき、理由を付した請求をもって、刑法131-4-1条10項の適用により有罪判決を言渡された者に対して裁判所が定めた拘禁刑の全部または一部が執行されることを求めて、大審裁判所の裁判長またはこれが委任した裁判官に付託する。」

課された措置、義務および禁止に少なくとも1年間服し、その再統合が得られ、かつもはや何らの監督も必要ないと思料すれば」、これを早期に終了させることもできる。ただし、検察官の同意がない場合には、大審裁判所への付託を要する[174]。また、刑事強制に加え、2014年法により認められた制限付自由の制度にも、刑罰適用裁判官は関与する。この制度は、簡易的刑の修正手続の一部と刑の終期の電子監視に代えて創設された制度で、5年以下の自由剥奪刑を執行する者は、その刑の3分の2が既に執行された時に、刑罰適用裁判官による調査の対象とされる[175]。刑罰適用委員会にて行われた調査の後、刑罰適用裁判官は、制限付自由の措置を宣告するか否かを決めることができる[176]。これが許可されれば、対象者は、残刑を半自由、構外作業、電子監視または仮釈放の制度のもとで執行することができる[177]。この制度は、主に中短期の自由剥奪刑で有罪判決を言渡された者を対象としており、可能な限り満期での釈放、いわゆる「乾いた釈放」を回避するための措置である。通常の仮釈放の制度と異なるのは、この制度が対象者の努力の有無によって左右されず、刑の執行における通常かつ不可欠の段階として理解されるところにあると指摘される[178]。この

174　刑訴法713-45条1項および2項。

175　刑訴法720条「執行済みの刑期が少なくとも残刑の2倍に等しくなった時、1つないし複数の自由剥奪刑で合わせて5年以下の刑を執行している者の状況は、刑罰適用裁判官が調査する。」

176　刑訴法720条「(2項) 刑罰適用委員会にて行われる当該調査の後、刑罰適用裁判官は、理由を付した命令をもって、707条に定める要請を尊重しつつ、制限付自由の措置を言渡すか、または、当該措置が不可能もしくは有罪判決を言渡された者が事前にその承認を明らかにしていない場合には、これを言渡さないかを、決定することができる (……)」

177　刑訴法720条「(3項) 制限付自由は、刑罰適用裁判官によってなされた決定に従い、半自由、構外作業、電子監視または仮釈放の執行制度のもとで、残刑を執行することを意味する (……)」

178　GIACOPELLI, supra note 168. ただし、司法省のホームページの解説には、「被収容者の状況の調査は必然的 (systématique) なものであるが、制限付自由そのものは必然的なものではない」とされている。http://www.justice.gouv.fr/↗

措置が、2004年 Perben Ⅱ および2009年行刑法以来の「流れ作業」(gestion des flux) とも呼ばれていた刑の修正の手続を、再び裁判官の懐に返したものであり、刑の個別化という観点から評価する向きもある。他方で、受刑者の努力を考慮せずにこれを認めることは、当該措置の対象とならない5年を超える刑を言渡された者との間の格差を生じさせることが懸念されている[179]。

結びにかえて——今後の課題

以上、2014年頃までの刑罰適用裁判官の歴史的展開を概観した。その創設の当初から様々な問題を孕みつつも、当該裁判官の権限は、概ね拡大を続け、今日、独立の裁判機構として重要な役割を担うものとなっている。とりわけ、2000年以降の刑の執行および適用の司法化・裁判化は、有罪判決を言渡された者に当事者としての地位を認め、対審原理を導入し、不服申立手続きを整備するなど、その進展が目覚ましいことが分かる。また、刑の個別化に関しても、各措置の適用を主導する刑罰適用裁判官の役割は拡大を続け、2014年からはさらなる進展も見られる。しかしながら、本稿では、現状の刑罰適用裁判官制度の全体像、こうした動向を支える理論的な背景、そして適用状況や再犯率等の実際的な動向については、十分に検討することができなかった。また、刑の司法化と裁判化による適正な刑の執行手続きの保障が、日本においてどのような意味を持ちうるのかについても検討することができなかった。したがって、これまでの歴史的展開の検討に加え、制度的、理論的、そして実際的展開の検討を通じて、日本において当該制度がどのような意義を持ちうるのか、その展開可能性を検討することを今後の課題としたい。

↘la-reforme-penale-12686/la-liberation-sous-contrainte-12690/

179 GIACOPELLI, supra note 168.